

渋川市公式ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、渋川市公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(申込者の範囲)

第2条 広告掲載の申込みをすることができるものは、次のとおりとする。

- (1) 企業、及び個人の事業者又は商店街等の連合体
- (2) 公共的団体その他これに類するもの
- (3) その他市長が適当であると認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の申込みをすることができない。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定による更生手続開始の決定がなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定による再生手続開始の決定がなされた者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団又は法第2条第6号に規定する暴力団員。
- (3) 本市又は他の地方公共団体における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (4) 市税について滞納があるもの
- (5) 法令又は例規に違反しているもの

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載をしない。

- (1) 法令若しくは例規に違反し、又は抵触するおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良な風俗を害し、又は害するおそれがあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、又は個人的な宣伝に係るもの
- (4) 本市が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの

- (5) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) 青少年の保護及び健全育成の観点から適当でないと認められるもの
- (8) 表示その他表現方法等が適切でないと認められるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか広告媒体に掲載する広告として適当でないと認めるもの

(広告の種類及び掲載位置)

第4条 市ホームページに掲載する広告の種類は、バナー広告とし、掲載位置は、トップページ及び観光ページのいずれかのうち市が指定する位置とする。

(広告の規格)

第5条 広告の規格(1枠)は、次のとおりとする。

- (1) トップページは、縦60ピクセル、横180ピクセル、8キロバイト以内、GIF形式又はJPEG形式とし、制限高速振動、高速点灯イメージ、アラートマークのようなエラー表示イメージのものは使用不可とする。
- (2) 観光ページは縦60ピクセル、横150ピクセル、8キロバイト以内、GIF形式又はJPEG形式とし、制限高速振動、高速点灯イメージ、アラートマークのようなエラー表示イメージのものは使用不可とする。

(広告掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、1箇月を単位とし、1年間を上限とする。
ただし、再掲載は妨げない。

(広告掲載の申込み及び決定)

第7条 広告の掲載を申し込もうとする者(以下「申込者」という。)は、
渋川市公式ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書を受理したときは、速やかに審査し、渋川市公式ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書(様式第2号)により、その結果を申請者に通知するものとする。

3 市の設定する広告枠を上回る申込みがあった場合は、広告掲載期間が長い広告を優先するものとし、掲載期間が同一の場合は、抽選により決定するものとする。

(広告掲載料金及び納付方法)

第8条 広告掲載料金は、別表第1のとおりとする。

2 広告掲載料金の納付は、掲載決定後、市の発行する納付書により一括納入するものとする。

(広告の作成及び経費負担)

第9条 広告の作成は、広告を掲載することを承認されたもの(以下「広告主」という。)において作成し、その費用はすべて広告主が負担するものとする。

(広告主の責任)

第10条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告主の届出義務)

第11条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、渋川市公式ホームページバナー広告掲載申込内容変更届(様式第3号)に必要書類を添えて、直ちに市長に届け出なければならない。

(1) 広告の掲載を取り下げるとき。

(2) 広告の内容を変更するとき。

(3) リンク先のホームページのアドレスを変更するとき。

(4) リンク先のホームページに障害等が発生したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、申込書又は添付書類の記載内容に変更があったとき。

(広告掲載の決定の取消し)

第12条 市長は、広告の掲載に支障があると認めたとき、又は広告掲載料金が納付されなかったときは、当該広告の掲載を中止し、又は取り消すことができる。

2 市長は、前項の掲載決定を取消したときは、渋川市公式ホームページ広告掲載取消決定通知書(様式第4号)により、その結果を広告主に通知するものとする。

(広告掲載料金の還付)

第13条 既に納付された広告掲載料金は還付しない。ただし、市の都合により広告掲載ができなくなったときは、別表第2のとおり還付することができる。

(雑則)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。ただし、掲載期間が平成20年11月30日までの広告の取扱については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。ただし、掲載期間が平成21年11月20日までの広告の取扱については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1(第8条関係)

広告掲載料金

1枠当たり期間料金	1カ月	8,000円
	2カ月	16,000円
	3カ月	24,000円
	4カ月	32,000円
	5カ月	40,000円
	6カ月	44,000円
	7カ月	50,000円
	8カ月	56,000円
	9カ月	62,000円
	10カ月	68,000円
	11カ月	74,000円
	12カ月	80,000円

別表第2(第13条関係)

月のうち掲載しなかった日数	月の広告掲載料金還付割合
7日以上14日以内	4分の1
15日以上21日以内	2分の1
22日以上1月未満	4分の3
月の全日数	全部